

令和6年度 中央区立城東小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どこの学校でも、どこの学級でも、どの児童にも起こりうるものであり、深刻な問題として全国的に取り組みねばならない状況である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第21条の規定及び、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立城東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立城東小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校では、児童が楽しく安全に、安心して学校生活を送ることを念頭に学校経営を進めており、今や学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であるいじめ問題についても、学校全体での対応が不可欠であると考えている。

中央区立城東小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、学校や中央区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期対応をいう。以下も同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。
また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「中央区立城東小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 児童一人ひとりの達成感や自己肯定感を高めるような、分かる授業を実践するとともに、互いの考え方や感じ方の違いに気付き、認めることで他者も肯定できるような活動を取り入れるなど、学級経営の充実を図る。
- イ 道徳を中心とした心の教育に重点を置き、日常のたてわり班活動や異学年合同学習・保健学習など、さまざまな教育活動を通して、自分自身を大切にするとともに他人を思いやる心を育てる。
- ウ 児童と児童、児童と教師との心の交流を深め、温かい人間関係を育む。そのために教師が自ら範となり、丁寧な言葉遣いで児童に接する。
- エ 児童だけでなく保護者も参加するセーフティ教室等を活用し、インターネットにおけるいじめの防止等に向けた学習の充実や情報の発信を図る。
- オ スクールカウンセラーは、いじめの実態把握に努めるとともに、児童に対して面接を行う等、いじめを含めた相談がしやすい環境づくりを推進する。
- カ 楽しく豊かな学級や学校の生活づくりや健全な生活態度を育成する活動を効果的に展開するために、個々の家庭の状況に配慮したり、家庭での指導との連携を図ったり、地域の人材を活用したりする。

(2) 早期発見のための取組

- ア いじめ問題への取組として「ふれあい月間」を設定し、全児童を対象にアンケートを実施する。その後、児童への聴き取りを行い状況把握をし、いじめの発見に努める。
- イ 少人数学級の特性を生かし、児童一人ひとりの悩みや問題に教員が常に目をくばるような体制づくりを進める。
- ウ たてわり班活動などを活用し、全教職員で全校児童に目を向け、共通理解を図る。
- エ 生活指導夕会や生活指導全体会を定期的実施し、児童の情報を全教職員で共有し、いじめ防止に活用する。
- オ 保護者との定期的な個人面談を実施し、家庭での様子や学校生活での不安などの情報を把握することで、問題の早期発見等に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア 問題が発見された場合には、担任のみで対応せずに学校全体で組織として速やかに対応するとともに、教育委員会や関係機関への報告、情報の共有を行う。
- イ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送ることができるよう安全確保を第一とし、組織的な対応を進める。
- ウ いじめを行った児童、及び、保護者に対して、教育的配慮と学校組織としての共通理解の下、毅然とした態度で指導に臨む。
- エ いじめを見ていた児童が自分にも関係のある問題として考えられるよう、学級活動等を活用して指導していく。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの実事関係を明確にし、正確に記録をとる。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。